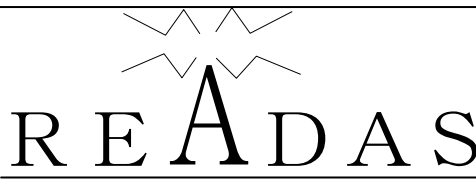


第 5555 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 9月20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 非居住者に係る金融口座情報の報告

**Q**：金融機関が非居住者の金融口座情報を税務当局に報告する制度ができたそうですが、どのような内容なのですか？

**A**：次のような内容です。

### 【解説】

外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDで策定された「共通報告基準（CRS）」が公表され、日本を含む100以上の国と地域がこれに同意し、非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度が開始することになりました。

これにより日本では、平成29年1月1日以後、新たに金融機関等に口座を開設して、預金又は貯金の預入れを内容とする契約等（特定取引）をする者は、金融機関等に居住地等を記載した届出書を提出しなければならないこととなりました。

届出書を提出しなかったり、虚偽の記載があった場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、平成28年12月31日までに金融機関等に口座を開設している者の情報については、金融機関等が保有している情報を基に、平成30年12月31日までに特定対象者の住所等所在地を特定しなければならないこととされています。

この制度によって、外国に預金口座を保有している日本の居住者の情報が国税当局に提供されることとなります。

